⑷　固定負債		
退職給付引当金		
特定原子力施設炉心等除去準備引当金		
特定原子力施設炉心等除去引当金		
⑽　営業費用		
	原賠・廃炉等支援機構負担金	機構法第38条第１項に規定する負担金を整理する。原賠・廃炉等支援機構一般負担金（同法第39条第１項の規定によりその額が算出される負担金をいう。以下同じ。）及び原賠・廃炉等支援機構特別負担金（同法第52条第１項の規定によりその額が加算される負担金をいう。以下同じ。）に区分して整理する。
他社購入電力料		地帯間電力融通契約以外の契約によつて購入した電気の料金及び他社電気相当量売買契約によつて購入した新エネルギー等電気相当量の代金を「他社購入電源費」及び「他社購入送電費」に区分して整理する。ただし、「他社購入電源費」及び「他社購入送電費」に区分し難いものは、「他社購入電源費」に整理することができる。
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分		特定一般送配電事業者（平成17年度前に特定実用発電用原子炉（再処理等実施法第２条第５項に規定する特定実用発電用原子炉をいう。）を用いて発電事業に相当する事業を営んでいた他の者との間で当該特定実用発電用原子炉の運転の開始の日から平成17年３月31日までの間の運転に伴つて生じた使用済燃料（改正積立金法附則第２条に規定する旧法附則使用済燃料をいう。）の再処理等（再処理等実施法第２条第４項に規定する再処理等に相当するものをいう。）に要する費用を当該一般送配電事業者が支払う旨の契約を締結している一般送配電事業者に限る。以下同じ。）が支払つた金額（改正積立金法による改正前の原子力発電におけ

⑷　固定負債		
退職給付引当金		
［新設］		
［新設］		
⑽　営業費用		
	原賠・廃炉等支援機構負担金	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第38条第１項に規定する負担金を整理する。原賠・廃炉等支援機構一般負担金（同法第39条第１項の規定によりその額が算出される負担金をいう。以下同じ。）及び原賠・廃炉等支援機構特別負担金（同法第52条第１項の規定によりその額が加算される負担金をいう。以下同じ。）に区分して整理する。
他社購入電力料		地帯間電力融通契約以外の契約によつて購入した電気の料金及び他社電気相当量売買契約によつて購入した新エネルギー等電気相当量の代金を「他社購入電源費」及び「他社購入送電費」」に区分して整理する。ただし、「他社購入電源費」及び「他社購入送電費」に区分し難いものは、「他社購入電源費」に整理することができる。
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分		特定一般送配電事業者（平成17年度前に特定実用発電用原子炉（再処理等実施法第２条第６項に規定する特定実用発電用原子炉をいう。）を用いて発電事業に相当する事業を営んでいた他の者との間で当該特定実用発電用原子炉の運転の開始の日から平成17年３月31日までの間の運転に伴つて生じた使用済燃料（改正積立金法附則第２条に規定する旧法附則使用済燃料をいう。）の再処理等（再処理等実施法第２条第４項に規定する再処理等に相当するものをいう。）に要する費用を当該一般送配電事業者が支払う旨の契約を締結している一般送配電事業者に限る。以下同じ。）が支払つた金額（改正積立金法による改正前の原子力発電におけ